

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年11月4日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人ビオトープネットワーク京都

(2) 代表者の氏名

中辻 英克

(3) 主たる事務所の所在地

京都市中京区壬生森町13番地34

(4) 定款に記載された目的

この法人は、生き物の生態系が成立し、一定のまとまりをもって生息する空間である「ビオトープ」をつくるため、自然エネルギーや自然素材を活用しながら、残されている自然の保全や、失われつつある自然の再生、人工的な空間における自然的な環境を創造する事業を行うとともに、広く一般の人に対し、ビオトープに関する普及、研究に取組み、ビオトープづくりに関する情報提供と活動に必要な支援を行い、人と人、個々のビオトープと地域の自然をネットワークで結び、地域のコミュニティづくりと自然の保全・再生・創造事業をともに進め、よって人と自然が共生できる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年10月21日

(文化市民局地域自治推進室)